

令和5年第1回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 発議第1号の説明、採決	3
	(7) 議案第1号から第10号、同意第1号及び第2号の提出	4
	(8) 提案理由の説明	4
	(9) 議案第1号の説明、採決	6
	(10) 議案第2号の説明、採決	7
	(11) 議案第3号の説明、採決	8
	(12) 議案第4号の説明、採決	8
	(13) 議案第5号の説明、採決	9
	(14) 議案第6号の説明、採決	10
	(15) 議案第7号及び第8号の説明、採決	10
	(16) 議案第9号の説明、採決	12
	(17) 議案第10号の説明、採決	13
	(18) 同意第1号の説明、採決	15
	(19) 同意第2号の説明、採決	16
	(20) 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	16
	(21) 閉議及び閉会の宣告	17

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

令和5年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月16日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

1 日 時 令和5年2月16日(木)午後2時

2 場 所 福島県福島市杉妻町3番45号
杉妻会館 3階 「百合」

2 招集年月日

令和5年2月16日(木曜日)

3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

4 会議の時刻

令和5年2月16日(木曜日) 午後1時55分開会、午後2時46分閉会

5 応招議員

3番 遠藤 忠一 君	5番 三澤 豊隆 君	6番 佐川 正一郎 君
7番 澤村 和明 君	8番 伊澤 史朗 君	10番 筒井 孝充 君
11番 石橋 浩人 君	13番 片平 秀雄 君	14番 鈴木 久一 君
15番 割貝 寿一 君	16番 渡邊 一夫 君	

6 不応招議員

1番 品川 萬里 君	2番 内田 広之 君	4番 須田 博行 君
9番 清川 雅史 君	12番 三瓶 裕司 君	

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	会計管理者	佐藤 雅宏 君
事務局長	斎藤 洋次 君	事務局次長	相馬 胤茂 君
総務課長	菊田 祐子 君	業務課長	佐藤 朱美 君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	発議第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する 条例の制定について
日程第 6	議案第 1 号から第 10 号、同意第 1 号及び第 2 号の提出
日程第 7	提案理由の説明
日程第 8	議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施 行条例の制定について
日程第 9	議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制 定について
日程第 11	議案第 4 号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 5 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 6 号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について
日程第 14	議案第 7 号 令和 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 15	議案第 8 号 令和 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 2 号)
日程第 16	議案第 9 号 令和 5 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 17	議案第 10 号 令和 5 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算
日程第 18	同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求 めることについて
日程第 19	同意第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求 めることについて
日程第 20	福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

1 1 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

(午後1時55分)

(1) 開会及び開議の宣告

議長(筒井 孝充君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和5年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 万里君、内田 広之君、須田 博行君、清川 雅史君、三瓶 裕司君より欠席の届がありました。また、遠藤 忠一君より途中退席の旨届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長(筒井 孝充君) 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

令和4年11月30日付けで、中川 庄一君が任期満了となりました。これにより、令和4年11月18日告示の補欠選挙が執行され、石橋 浩人君が当選されました。

(3) 議席の指定

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された石橋 浩人君の議席を11番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、7番 澤村 和明君、11番 石橋 浩人君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 発議第1号の説明、採決

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第5「発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。13番 片平 秀雄君。

提案者（片平 秀雄君） 「発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」でございます。

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を、別紙のとおり提案する。

令和5年2月16日提出

提出者 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員 片平 秀雄

賛同者 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員 三瓶 裕司

以下、条文については、読み上げを省略いたします。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会の個人情報保護に係る取扱いが当該法律の適用外とされたことから、当該取扱いについて条例で規定する必要があるため、新たに制定するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（筒井 孝充君） それでは、発議第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号はこれを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

(7) 議案第1号から第10号、同意第1号及び第2号の提出

議長（筒井 孝充君） 次に、「日程第6 議案第1号から第10号、同意第1号及び第2号まで」の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、さきにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(8) 提案理由の説明

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第7「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和5年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の開始から15年、いよいよ団塊の世代の加入者を迎え、75歳以上の医療保険としてより重要度を増す中で、構成市町村のご協力の下、適正な運営がなされているものと考えております。

昨年10月には、医療費の窓口負担割合において、これまでの1割、3割に加え、2割負担が新設されました。本広域連合といたしましては、被保険者証の再交付や周知広報などに万全を期して臨み、大きな混乱なく運営しているところであります。この2割負担導入は、負担能力に応じて、全ての世代が公平に支えあうことを基本とした「全世代対応型社会保障制度」の取組の一つであります。このほか、国においては、保険料の次期改定に向けた見直しなどが議論されておりますので、引き続き動向を注視してまいります。

また、東日本大震災による原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被保険者に対してなされてきた、保険料や一部負担金の減免措置が、4月から段階的に見直されますことから、被保険者をはじめ県民の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

次に医療費適正化の取組について申し上げます。

医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発、交通事故等での第三者行為の求償、ジェネリック医薬品の使用促進など、多方面からの取組により、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に、健康の保持増進の取組について申し上げます。

令和2年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」について、来年度は県内の9割となる53市町村が実施する見込みとなりました。令和6年度までに全ての市町村での実施を目指して、来年度は保健師を1名増員し、これまでの課題などを整理しながら、市町村への支援を強化してまいります。

また、データヘルス計画に基づき保健事業を実施しておりますが、現在の第2期データヘルス計画は令和5年度末までの計画期間でございますので、令和6年度からの次期計画に向け、さらなる健康長寿に資するよう、策定作業を進めてまいります。

以上、後期高齢者医療制度について的一端を申し上げましたが、今後も健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、条例に係る議案が5件、広域計画の変更について1件、令和4年度補正予算に係る議案が2件、令和5年度当初予算に係る議案が2件、人事に係る同意が2件、合わせて12件であります。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」であります。令和3年の個人情報保護法改正により、個人情報保護に係る法規が法律に統一され、手数料など必要最小限の事項のみを条例で規定するものとされたことから、新たに条例を制定し、併せて現行の条例を廃止するものであります。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。個人情報保護法改正及び現行条例の廃止に

より、引用する法律および条例の名称等、所要の改正を行うものであります。

「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」であります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、令和5年度から段階的に定年が延長され、併せて役職定年制が導入されることから、規定の整備を行うものであります。

「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、係る条例7件の改正を一括で行うものであります。

「議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。令和5年度の保険料の軽減措置の対象拡大のため、所要の改正を行うものであります。

「議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について」であります。関連する他計画と計画期間を同じくするため、その終期を令和5年度末へ一年延長するものであります。

「議案第7号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきましては、局内の内部事務系ネットワーク構築に係る費用として、850万円の予算組替えと債務負担行為を計上するものであります。

「議案第8号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、療養給付費等の減により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44億2,700万円余を減額し、歳入歳出予算の総額を2,509億1,800万円余とするものであります。

「議案第9号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を前年比3億5,800万円余の増額となる12億4,700万円余とするものであります。

「議案第10号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を前年比106億3,800万円余の増額となる2,571億5,600万円余とするものであります。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」でございますが、前任の高橋 宣博副広域連合長が令和4年9月29日に任期満了となったことから、後任の副広域連合長の選任の同意を求めるものでございます。

「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(9) 議案第1号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第8「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、広域連合の個人情報の取扱いは、直接法律に依拠することとなりますので、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するものです。

条例には、法律の範囲内で定めることが許容された「開示決定等の期限」、条例で定めるものとされた「開示請求に係る手数料」のみ規定しますが、内容は現行条例と同様としております。

施行日は、令和5年4月1日です。

議案第1号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(10) 議案第2号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第9「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料の6ページをお開きください。こちら「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、現行の個人情報保護条例が廃止されるため、条例で引用する法律及び条例の名称など、所要の改正を行うものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

議案第2号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(11) 議案第3号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第10「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

「地方公務員法の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、「定年の段階的引上げ」、「役職定年制の導入」など、関連規定を整備するため条例を制定するものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

議案第3号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(12) 議案第4号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第11「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合地方公務員法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

こちら「地方公務員法の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、「福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」など、関係する条例7件を一括で整備するため条例を制定するものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

議案第4号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(13) 議案第5号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第12「議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第5号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料の42ページをご覧ください。

保険料の軽減措置の対象を拡大するため、所要の改正を行うものです。

主な内容は、被保険者均等割の5割軽減と2割軽減について、軽減判定に係る所得基準を引上げるものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

議案第5号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(14) 議案第6号の説明、採決

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第13「議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(斎藤 洋次君) 議案第6号「福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について」ご説明いたします。

議案説明資料の44ページをご覧ください。

現行の「第三次広域計画」は、令和5年3月末をもって5年間の計画期間が満了しますが、当広域連合のデータヘルス計画、国・県の医療費適正化計画など、関連する計画の終期は令和5年度であり、次期計画が令和5年度に策定されます。

次期広域計画は、これら関連計画との整合性の確保を図りながら策定する必要があるため、現行の第三次広域計画の計画期間を1年間延長し、終期を合わせるものです。

議案第6号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(筒井 孝充君) それでは、議案第6号の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(15) 議案第7号及び議案第8号の説明、採決

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第14「議案第7号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び日程第15「議案第8号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第7号「令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案説明資料の45ページをご覧ください。

歳出の補正となりますが、内部事務系ネットワーク構築に係るもので、第2款 総務費を850万円増額し、第3款 民生費を同額減額するものです。

歳入及び歳出の予算総額に変更はありません。

また、ネットワーク構築に係る事業期間を確保するため、当該予算全額を繰越明許とし、併せて、複数年での契約となることから、5年間の運用経費として債務負担行為を計上するものです。

議案第7号の説明は、以上です。

続きまして、議案第8号「令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案説明資料の46ページをご覧ください。

歳入の主な補正内容を申し上げます。

まず、第1款 市町村支出金は、9億6,500万円余の減額ですが、これは、保険料等負担金が、賦課対象被保険者見込数の減により7億900万円余の減、療養給付費負担金が給付見込みの減により2億5,600万円余の減によるものです。

第2款 国庫支出金は、14億7,100万円余の減額ですが、これは、市町村支出金と同様に、療養給付費負担金が、給付見込みの減により8億200万円余の減、調整交付金が5億7,600万円余の減によるものです。

第3款 県支出金は、2億6,700万円余の減額ですが、これは、給付見込みの減により、療養給付費負担金の減によるものです。

第4款 支払基金交付金は、給付見込みの減により17億2,200万円余を減額するものです。

次に、歳出の主な補正内容を申し上げます。

47ページをご覧ください。

第2款 保険給付費は、39億7,200万円余の減額ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えによるものと思われませんが、療養給付費が52億5,300万円余の減、高額療養費が9億4,600万円余の増となったことなどによるものです。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金は、拠出見込みの増により1,400万円余を増額するものです。

第4款 保健事業費は、3億4,700万円余の減額ですが、これは事業の実績に基づき、健康増進事業を減額するものです。

第6款 諸支出金は、令和3年度の療養給付費市町村負担金等の確定により、償還金を1,100万円余増額するものです。

第7款 予備費は、1億3,000万円余の減ですが、これは主に、今回の補正に伴う保険料等予備費の減によるものです。

以上により、表の一番下の「計」の欄に記載のとおり、歳入、歳出予算の総額から、それぞれ44億2,719万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,509億1,8

77万4千円とするものです。

また、4月1日から必要となる業務に係る入札を3月中に行うことから、4事業に係る費用として債務負担行為を計上するものです。

議案第8号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第7号及び議案第8号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号及び議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(16) 議案第9号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第16「議案第9号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第9号「令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」ご説明いたします。

議案説明資料の48ページA3版横のカラーのページをご覧ください。

左側が一般会計です。

歳入は、市町村から共通経費として納付される分担金及び負担金が12億1,600万円余で、全体の約98%を占めています。

歳出は、民生費が11億3,800万円余で、全体の約91%を占めています。

続いて、49ページをご覧ください。

上の表が歳入、下の表が歳出です。

はじめに、歳入について、主なものを申し上げます。

第1款 分担金及び負担金12億1,600万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、標準システム更改等により特別会計に繰り出す共通経費所要額の増により、対前年度比3億6,100万円余の増です。

第4款 繰越金2,900万円余は、前年度からの繰越金です。

第5款 諸収入は、市町村からの派遣職員が公舎に入居する際の家賃自己負担分及び会計年度任用職員等の社会保険料納付金です。

続きまして、歳出ですが、第1款 議会費88万円余は、議員16名の報酬等です。

第2款 総務費9,800万円余は、派遣職員人件費のうち、事務局長、次長、総務課職員の人件費負担金及び事務局管理運営費等です。

第3款 民生費11億3,800万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための操出金、派遣職員人件費のうち、業務課職員及び任期付職員等の人件費です。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,770万3千円とするものです。

議案第9号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第9号の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(17) 議案第10号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第17「議案第10号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 議案第10号「令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明いたします。

議案説明資料の52ページをご覧ください。

この資料は特別会計予算の概要です。

中央のグラフは歳入、歳出の構成比率を示しています。

右側の歳出については、水色の部分の保険給付費が、2,477億5,000万円余で歳出全体の96.3%を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の保険給付費の枠をご覧ください。

療養給付費が、2,355億6,800万円余です。

主な内訳ですが、①療養の給付、2,308億5,300万円余は、医療機関等へ支払う医療費等です。

②入院時食事・生活療養費28億円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④療養費19億1,400万円余は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、訪問看護療養費13億1,900万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受けた場合に支給するものです。

次に高額療養費 89 億 6,200 万円余は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。

次に葬祭費 10 億 5,200 万円余は、被保険者が死亡した場合に、葬祭の執行者に 1 件あたり 5 万円を支給するものです。

次に、下の枠のその他の支出ですが、特別高額医療費共同事業拠出金 1 億 1,200 万円余は、著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。

次に、保健事業費 18 億 6,100 万円余は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る保健事業を市町村に委託する費用です。

次に、総務費 10 億 4,400 万円余は、標準システム更改に係る費用、電算処理費用、医療費適正化推進事業等に係る費用です。

次に、諸支出金 3,900 万円余は、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付に要する費用です。

次に、予備費 63 億 4,700 万円余は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするもので、令和 4 年度の各種負担金に係る償還金も含まれております。

続きまして、歳入ですが、グラフの左側をご覧ください。

歳出の財源として、上から オレンジ色、黄色の部分は、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担で、全体の 46.7%となっています。

緑色の部分は、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金で、全体の 38.0%となっています。

その下の、被保険者が負担する保険料等が 8.9%、その他が 6.4%となっています。

それでは、上から順にご説明いたしますので、左端の囲みも併せてご覧ください。各表題の色はグラフの色と対応しています。

まず、オレンジ色、国の普通調整交付金 222 億円余は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため交付されるものです。

次に、黄色、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金は、療養給付等にかかる費用について、国が 588 億 8,500 万円余を、県と市町村はそれぞれ 196 億 2,800 万円余を負担するものです。

次に、緑色、支払基金交付金 976 億 1,500 万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に、薄い水色、保険料 173 億 7,200 万円余は、被保険者が納める保険料です。

次に、水色、公費補てん 54 億 2,000 万円余は、低所得者等の保険料軽減分で、県と市町村が保険基盤安定負担金として負担するものです。

次に、ピンク色、高額医療費に対する支援 22 億 8,900 万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する高額医療費負担金及び著しく高額な医療費が発生した場合に交付される特別高額医療費共同事業交付金です。

次に、紫色、原発事故に係る財政支援 29 億 7,500 万円余は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補填されるもの

です。

次に、繰越金 82 億 4,300 万円余は、令和 4 年度からの繰越金で、令和 4 年度・5 年度の保険料上昇抑制財源等に活用するものです。

次に、うぐいす色、財政安定化基金交付金は、療養給付費が見込みを上回って増加した場合などの財政リスクに備え、国・県・広域連合が 3 分の 1 ずつ拠出している基金からの交付金で、存目計上するものです。

最後に、その他の収入 28 億 9,500 万円余は、健康診査事業に係る市町村負担金及び国補助金、一般会計からの事務費等繰入金です。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,571 億 5,601 万 6 千円とするものです。

議案第 10 号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、議案第 10 号の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。

討論をされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第 10 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

(18) 同意第 1 号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第 18「同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 「同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」でございます。

前任の、高橋 宣博副広域連合長が令和 4 年 9 月 29 日で任期満了となり、現在、空席となっておりますことから、後任といたしまして高橋 宣博氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（筒井 孝充君） これより、「同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第 1 号 高橋 宣博君の副広域連合長選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 高橋 宣博君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

(19) 同意第2号の説明、採決

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第19「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(木幡 浩君) 「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございます。

識見を有する者のうちから選出の天野 次宣監査委員が令和5年3月31日で任期満了となるのに伴い、後任といたしまして、長谷川 敏朗氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(筒井 孝充君) これより、「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第2号 長谷川 敏朗君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 長谷川 敏朗君の監査委員選任に同意することに決しました。

(20) 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第20「福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

選挙管理委員会委員には、お手元に配付してあります名簿のとおり議長より指名します。齋藤 信行君、平舘 泉君、平井 吉衛君、吉田 文芳君、以上の方を指名します。

ただいま議長が指名しました方を委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました齋藤 信行君、平舘 泉君、平井 吉衛君、吉田 文芳君、以上の方が委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名します。

小熊 敬子君、菅野 善昭君、小竹 利勝君、水野 隆夫君、以上の方を指名します。

ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小熊 敬子君、菅野 善昭君、小竹 利勝君、水野 隆夫君、以上の方が補充員に当選されました。

なお、補充につきましては、齋藤 信行君の補充は小熊 敬子君、平舘 泉君の補充は菅野 善昭君、平井 吉衛君の補充は小竹 利勝君、吉田 文芳君の補充は水野 隆夫君とし、これが困難な場合は指名の順といたします。

(21) 閉議及び閉会の宣告

議長(筒井 孝充君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和5年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後2時46分)